

「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

記

1 公表の内容

平成 17 年 4 月～5 月に本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名、住所、請求内容等(以下のとおり)

■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
財務局認可法人 日本財務管理機構	東京都千代田区神田錦 町 2 丁目 7 番地 10 号	「総合消費料金未納分訴訟最終通達書」という名称を使用。 未納の総合消費料金につき、民事訴訟として訴状の提出がなされ、期日までに連絡がない場合は、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。 財務局認可法人の名称を用い、訴訟問題及び裁判取下げ等の相談に関し

		<p>ての自社の連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
<p>法務局認定法人 民事訴訟通達センター</p>	<p>東京都千代田区麹町 6 丁目 2 番地 17 号</p>	<p>「総合消費料金未納分訴訟最終通達書」という名称を使用。 未納の総合消費料金につき、民事訴訟として訴状の提出がなされ、期日までに連絡がない場合は、裁判所による給料・不動産等の差し押さえを強制的に行うことを通知。 法務局認定法人の名称を用い、訴訟問題及び裁判取下げ等の相談に関しての自社の連絡先電話番号を記載し、不安を持った消費者からの連絡を促す。</p>
<p>関東法律企業協会 中央区法律事務所</p>	<p>東京都中央区銀座 5- 6-2 丸ビル 9 館 7 階</p>	<p>「受任通知書」という名称を使用。 通信販売で購入した「美容関連商品」について、裁判所への提訴が受理され、商品販売業者から自社が受任した旨を通知。 後日、裁判所からの出廷命令通知により指定の裁判所への出廷となると記載して不安を持たせ、裁判の取消しを希望する場合の連絡先として自社事務所の電話番号を記載し、消費者からの連絡を促す。</p>

なお、請求文面は、別添のとおりです。

2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。
- 事業者に電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることになります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、
名古屋市消費生活センターの架空請求ホットダイヤルへご相談ください。

■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第16条の4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

総合消費料金未納分訴訟最終通達書

管理番号 (わ)571125-847号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて賜っておりますので管理課職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成17年●月●●日

0120-00●-3●6 (管理課)

受付窓口 9:00~18:00

休日 (土・日・祝日)

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町2丁目7番地10号

財務局認可法人 日本財務管理機構

総合消費料金未納分訴訟最終通達書

訴訟番号 (ろ)408614-43号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通達とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日平成17年●月●●日

0120-0●0-9●4(管理課)

電話受付時間 9:00~17:00

休日 (土・日・祝日)

〒102-0083

東京都千代田区麴町6丁目2番地17号

法務局認定法人 民事訴訟通達センター

受任通知書

この度貴殿にご通知致しましたのは、貴殿が以前、通信販売で購入されました「美容関連商品」の件で、商品販売業者様からの催促にも関わらず返答が無かった為、1月に裁判所への提訴が終了し、4月8日に正式に受理され、当事務所が商品販売業者より民法643条に基づき受任した事を取り急ぎご通知致します。 IDナンバー00257-11

後日、正式に裁判所から出廷命令通知が通達後、指定の裁判所への出廷となります。裁判取り消しを希望される方に関しましては裁判取り消し期日の4月15日(金)までに当事務所にご連絡下さい。 担当 大竹 勇二

関東法律企業協会 中央区法律事務所

電話番号 03-5●18-1●●6

受付時間 9:00~17:00 定休日(土・日・祝)

〒104-0063 中央区銀座5-5-2丸ビル9階7階

*今回の通知書は請求費・催促状等ではありません。